

福岡県子どもの貧困対策推進計画  
令和3年度実施状況について  
(案)

令和4年11月

福 祉 労 働 部

# 福岡県子どもの貧困対策推進計画（第2期）

## 1 計画の概要

### （1）計画の趣旨等

#### ア 計画の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現に向け、行政や民間団体等が連携をして、コロナ禍における子どもの貧困対策のための各種施策を推進する。

#### イ 計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく計画

#### ウ 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

### （2）計画の目標等

#### ア 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指す。

#### イ 重点方針

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- ② 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- ③ 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組みの支援
- ④ 行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援

### (3) 施策体系

基本目標及び数値目標を達成するために、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」及び「経済的支援」を柱として、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進。

## 2 計画の実施状況

### (1) 令和3年度における取組状況

上記4つの柱の下、134の施策・事業を実施した。

柱ごとの主な事業は以下のとおり。

#### ア 教育支援関係

- ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭を対象に、学習支援や進路相談など大学等進学に向けた継続的な支援を実施
- ・ 不登校の未然防止や不登校児童生徒の自立に向けた支援のキーパーソンを育成するため、福岡県立大学の支援を受けながら県内4か所のモデル校におけるデータ分析を行い、指針を作成
- ・ 学力の向上及び地域間差の縮小を図るため、市町村の学力向上事業への支援や非常勤講師の派遣を実施

#### イ 生活支援関係

- ・ 貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのある家庭の子ども及び保護者に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を実施
- ・ 特定妊婦等に対し、児童福祉施設などへの入所により、妊娠期から出産後まで継続して保育士などが生活・育児支援を実施
- ・ 離職や休業により住居を喪失し、又はそのおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給

#### ウ 保護者に対する就労支援関係

- ・ ひとり親サポートセンターのホームページにAIチャットボットを導入し、24時間365日相談に対応
- ・ 子育て女性就職支援センター支援員の加配による機能強化及び女性向けテレワークセミナーの実施

## エ 経済的支援関係

- ・ 子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため、医療費自己負担額の一部公費負担について、対象年齢を小学校修了までから中学校修了までに拡大
- ・ 重度障がい者の健康保持及び福祉の増進を図るため、医療費自己負担額の公費負担について、対象年齢を小学校修了までから中学校修了までに拡大

### (2) 指標の動向（4頁参照）

- ・ 計画に定める26指標のうち数値目標を設けた19指標について、令和7年度の目標達成に向け15指標が概ね順調に推移したが、コロナ禍における経済状況の悪化の影響などにより4指標で進捗率が低調であった。
- ・ 観測指標については、コロナ禍において相談が著しく増加した子ども支援オフィスの相談者のうち、「重要な事柄の相談相手がいない」と答えた方の割合が大きく増加した。

## 3 今後の対応

事業評価や子ども支援オフィスの相談実績から見える現状・課題を踏まえて、新型コロナや物価高騰など社会情勢の変化や令和5年4月に創設される子ども家庭庁の動向に注視しつつ、引き続き子どもの貧困対策のための各種施策を進める。

○第2期「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の指標（一覧）

【進捗度】  
 ○・・・順調に進捗  
 △・・・低調  
 ×・・・後退

指標 ＜最終年度に向けた目標＞	①2期計画 掲載時	②直近値	R7目標	備考（出典等）	進捗度
生活保護世帯に属する子ども					
1 高等学校等進学率	91.7%	92.6%	94.5%	①平成31年4月1日現在 ②令和3年4月1日現在 厚生労働省社会・援護局保護課調べ	○
2 高等学校等中退率	5.7%	4.3%	3.8%		○
3 大学等進学率	40.5%	39.3%	47.8%		×
児童養護施設の子ども					
4 進学率（中学校卒業後）	92.1%	99.0%	98.1%	①令和元年5月1日現在 ②令和3年5月1日現在 福祉労働部児童家庭課調べ	○
5 進学率（高等学校等卒業後）	24.2%	33.3%	29.3%		○
全世帯の子ども					
6 高等学校中退者率	1.3%	1.0%	観測指標	①令和元年度 ②令和2年度	△
7 高等学校中退者数	1,734人	1,247人	観測指標	文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	△
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合及びスクールカウンセラーの配置率					
8 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	97.8%	96.9%	観測指標	①令和元年度 ②令和2年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ	△
9 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	98.5%	97.5%	観測指標		△
10 スクールカウンセラーの配置率（小学校）	39.8%	100%	100%	①令和元年度 ②令和2年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ	○
11 スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100%	100%	100%		○
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）					
12 就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	100%	100%	①平成30年度 ②令和2年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ	○
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況					
13 入学前支給を実施した市町村の割合（小学校）	80.3%	91.7%	100%	①令和元年度 ②令和3年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ	○
14 入学前支給を実施した市町村の割合（中学校）	82.0%	93.3%	100%		○
ひとり親家庭の親の就業率					
15 親の就業率（母子家庭）	78.4%	80.4%	81.0%	①平成27年度 ②令和2年度 総務省統計局国勢調査調べ	○
16 親の就業率（父子家庭）	84.6%	85.1%	88.1%		△
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合					
17 母子世帯	45.7%	50.4%	48.1%	①平成27年度 ②令和2年度 総務省統計局国勢調査調べ	○
18 父子世帯	67.4%	69.2%	69.4%		○
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合					
19 母子世帯	44.3%	54.5%	51.0%	①平成28年11月1日現在 ②令和3年11月1日現在 福岡県ひとり親世帯等実態調査 北九州市ひとり親家庭等実態調査 福岡市ひとり親家庭実態調査 久留米市ひとり親家庭実態調査調べ	○
20 父子世帯	25.9%	38.0%	37.9%		○
子ども支援オフィス相談者のうち、「公共料金の未払いがある」と答えた方の割合					
21 電気料金未払いがある	52.2%	12.0%	観測指標	①令和2年7月末現在 ②令和4年3月末現在 保護・援護課調べ ※①には過去一年間の未払い経験を含む	△
ガス料金未払いがある	45.7%	8.0%	観測指標		△
水道料金未払いがある	45.7%	15.0%	観測指標		△
子ども支援オフィス相談者のうち、「重要な事柄の相談相手がいない」と答えた方の割合					
22 相談相手がいない	19.6%	41.0%	観測指標	①令和2年7月末現在 ②令和4年3月末現在 保護・援護課調べ	△
子育て女性就職支援センター					
23 就職者数	3,932人	4,879人	5,000人	①平成27年度から令和元年度合計 ②令和4年5月末現在 新雇用開発課調べ	○
ひとり親サポートセンター					
24 登録者の就職率	74.7%	58.3%	78.6%	①令和元年度 ②令和3年度 児童家庭課調べ	×
児童扶養手当を受給している世帯数					
25 児童扶養手当受給世帯数	31,967世帯	30,534世帯	観測指標	①令和元年度末現在 ②令和2年度末現在 児童家庭課調べ	△
子どもの貧困対策推進計画					
26 計画策定市町村数	24	27	60	①令和2年7月末現在 ②令和4年5月末現在 保護・援護課調べ	△

# 第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画実施状況一覧（R3年度）

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課	
教育支援	幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1	無償化給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料及び預かり保育の利用料について、市町村が利用者に給付する費用のうち、1/4を県が負担する。 また、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得者等世帯に対し、副食費の実費徴収に係る費用のうち、1/3を県が負担する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料及び預かり保育の利用料（県負担） 交付先：59市町村</li> <li>副食費の実費徴収に係る費用（県負担） 交付先：41市町</li> </ul>	私学振興課	
		2	教育・保育給付費	乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村数：60市町村</li> </ul>	子育て支援課	
		3	幼児教育・保育利用に要する保護者負担の軽減	保護者の世帯所得の現状を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の必要な物品の購入に要する費用又は、行事への参加に要する費用等を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施市町村数：6市町</li> </ul>	子育て支援課	
		4	公立幼稚園施設等利用給付費	公立幼稚園の預かり保育事業について、市町村が保護者に給付する費用のうち一部を県が助成する。	補助金を交付した市町村数：8市町	義務教育課	
		5	幼児教育・保育従事者に対する研修	保育所職員の資質の向上等のために、様々な分野の高度な専門研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修参加者数：延べ14,075人</li> </ul>	子育て支援課	
		再掲	教育・保育給付費	乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村数：60市町村</li> </ul>	子育て支援課	
	地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	7	スクールカウンセラー活用事業	学校におけるカウンセリング機能を充実させるため、公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーを配置している市町村数58市町村（全小中学校に配置）</li> <li>スクールソーシャルワーカーを配置している市町村数55市町村 ※配置市町村数は政令市を除き、市町村単費を含む</li> <li>スーパーバイザーの指導・助言による資質向上</li> </ul>	義務教育課
			8	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	市町村に対し、SSW配置に係る経費の補助を行うとともに、教員以外の専門スタッフを配置・派遣して不登校など教育課題解決のための支援体制の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門スタッフや担任、関係者によるケース会議を開催</li> <li>ケース会議を開催した学校の比率：100%</li> </ul>	義務教育課
			9	高等学校不登校・いじめ防止対策事業	スクールカウンセラー等の外部専門スタッフの活用により、学校における生徒・保護者への教育相談能力を充実させることで、学校不登校やいじめの未然防止及び解消を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談及び外部専門家との連携について、生徒指導主事等へ研修会等で周知</li> <li>スクールカウンセラー配置校：95校（全校）</li> <li>スクールソーシャルワーカー配置校数：5校</li> <li>訪問相談員配置校数：13校</li> </ul>	高校教育課
			10	不登校・ひきこもりサポートセンター事業	不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や教育関係者等に対する専門的な相談や情報発信などの支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校・ひきこもりサポートセンターにおける年間相談件数：1,751件</li> </ul>	政策課
			11	不登校児童生徒社会的自立支援事業	学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の児童生徒の社会的自立支援や、不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成などに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中ネットワーク会議：2回開催</li> <li>高校ネットワーク会議：2回開催</li> </ul>	政策課
			12	ふくおか学力アップ推進事業	市町村の学力向上事業への支援や非常勤講師の派遣により、学力の向上、学力の地域間差の縮小を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県学力調査の実施、全国学力・学習状況調査の結果活用</li> <li>学力向上推進強化市町村を23、1学校組合を指定し、強化市町村への非常勤講師の派遣等の支援を実施</li> <li>小中連携（授業交流・研修会等）</li> </ul>	義務教育課
	就学継続学校のための取組み	高校中退の予防のための取組み	13	学習支援センター支援事業	高校の不登校・中途退学対策として、学業不振や学校不登校に悩む生徒や、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に学習の場を提供し学業の継続を支援する、学習支援センターの運営に対して助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立高等学校等に在学する生徒のうち、一定の収入額未満の世帯の者に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、授業料を実質無償化</li> <li>支給者数：62,345人</li> </ul>	私学振興課
			14	高校生みらい支援事業	県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等の高校生に対して、進学や就職の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置校及び支援校での面談実施（R3配置校での生徒面談回数2,200回、支援校での生徒面談回数77回）</li> <li>必要に応じて外部機関と連携し進路決定のための支援を実施（R3外部機関等の訪問数644回）</li> </ul>	高校教育課

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課
高等学校における就学継続のための支援	高校中退の予防のための取組み	再掲	高等学校不適応・いじめ防止対策事業	スクールカウンセラー等の外部専門スタッフの活用により、学校における生徒・保護者への教育相談能力を充実させることで、学校不適応やいじめの未然防止及び解消を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談及び外部専門家との連携について、生徒指導主事等へ研修会等で周知</li> <li>スクールカウンセラー配置校：95校（全校）</li> <li>スクールソーシャルワーカー配置校数：5校</li> <li>訪問相談員配置校数：13校</li> </ul>	高校教育課
		15	子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある子ども及び貧困の状況に陥るおそれのある家庭の子ども及び保護者に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、保護者及び子どもが抱える課題の解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内5か所（粕屋町、水巻町、久留米市、行橋市、田川市）に開設</li> <li>経済的にお困りで様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで対応</li> <li>相談件数：1,139件</li> </ul>	保護・援護課
	高校中退後の支援	16	私立高等学校等学び直し支援金交付金	高等学校などを中途退学した者が学び直す場合に、卒業までの間（最長2年間）、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給者数：64人</li> </ul>	私学振興課
		17	公立高等学校等学び直し支援金交付金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間の経過後も、卒業までの間（最長2年間）、継続して就学支援金相当額を支給することにより、授業料を実質無償とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給者数：206人</li> </ul>	財務課
		18	若者自立相談事業	進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、若者の就学や職業的自立を促す。	相談延件数：772人	青少年育成課
		再掲	学習支援センター支援事業	高校の不登校・中途退学対策として、学業不振や学校不適応に悩む生徒や、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に学習の場を提供し学業の継続を支援する、学習支援センターの運営に対して助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立高等学校等に在学する生徒のうち、一定の収入額未満の世帯の者に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、授業料を実質無償化</li> <li>支給者数：62,345人</li> </ul>	私学振興課
		再掲	子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある子ども及び貧困の状況に陥るおそれのある家庭の子ども及び保護者に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、保護者及び子どもが抱える課題の解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内5か所（粕屋町、水巻町、久留米市、行橋市、田川市）に開設</li> <li>経済的にお困りで様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで対応</li> <li>相談件数：1,139件</li> </ul>	保護・援護課
		19	若者自立支援事業	一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床心理士等による個別相談、基礎能力習得などの研修事業、就労体験事業などを実施。</li> <li>進路決定者数：438人</li> </ul>	労働政策課
	高等教育の就学支援	20	生活困窮世帯の子ども等の進学支援事業	中学2年生から高校3年生までを対象に、大学等への進学に向けた継続的な支援を行うことにより、自らの進路や将来の目標が持たない、又は明確でない状況からの脱却を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学3年生及び高校生の事業利用者数56人</li> <li>事業を利用した高校3年生の大学進学率66%</li> </ul>	保護・援護課
		21	県立三大学授業料等減免事業	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯等の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業料等減免の人数：689人</li> </ul>	政策課
		22	私立専門学校修学支援費	私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免者数：6,312人</li> </ul>	私学振興課
		23	福岡県介護福祉士等修学資金等貸付事業	介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保に資するため、介護福祉士・社会福祉士の養成施設に在学する者等に対し修学資金の貸付を行う。	介護福祉士修学資金貸付事業 貸付人数 R3年度 177人 社会福祉士修学資金貸付事業 R3年度 25人 （うち生活費加算件数 1件）	高齢者地域包括ケア推進課
		24	児童相談所一時保護所における学習支援	児童の学力や、特性に応じたきめ細かな個別指導を行うため、児童相談所一時保護所に学習指導員を配置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所一時保護所に学習指導専門員を配置：10名</li> </ul>	児童家庭課
	特に配慮を要する子どもへの支援	25	児童保護措置費	児童福祉施設等の運営にかかる人件費などの事務費や入所措置した児童にかかる生活諸費・教育費などの費用を支弁する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての施設等入所児童が、安心して生活できるよう費用を支弁</li> <li>施設等入所児童数（月初日延べ人数）：9,977人</li> </ul>	児童家庭課
26		施設退所児童等自立支援促進事業	①NPOを活用して、児童養護施設に入所している児童や退所した児童等の生活や就職等に関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援する。 ②児童養護施設に入所している子どもが経済的負担の重さから進学を断念することがないように、大学等に進学する際に必要な費用の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>延べ利用者数：2,421人</li> <li>助成件数：12件</li> </ul>	児童家庭課	
27		特別支援教育就学奨励費負担金・補助金	特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づき就学を促進することを目的とし、教科用図書購入費、修学旅行費、交通費、寄宿舎居住費、修学旅行費、学用品購入費を支弁する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支弁者数：13640人</li> </ul>	特別支援教育課	

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課	
教育支援	要する子とも特に配慮を要する児童生徒への支援	28	帰国・外国人児童生徒への日本語指導体制整備事業	日本語指導が必要な児童生徒の教育支援のため、日本語指導について専門性の高い教員を育成するとともに、市町村教育委員会や学校の受け入れ体制の整備を支援する。	・日本語指導担当教員等指導力向上研修の受講者数：70人	義務教育課	
		義務教育段階の就学支援の充実	29	要保護児童生徒援助費補助金	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村（学校組合）に対し、国がその経費の一部を補助する。	・進級時と入学時に学校で就学援助制度の書類を配布するほか、多くの広報手段を通じ制度の周知を図るよう市町村に要請 ・補助金を交付している市町村の割合（政令市を含む）：98.4%	義務教育課
	30		福岡県立中学校等要保護及び準要保護児童生徒援助費（医療費）	要保護者及び要保護者に準する程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病治療のための医療に要する費用を援助する。	援助者数：8人	体育スポーツ健康課	
	31		（独）日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額補助	県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と（独）日本スポーツ振興センターが助成する。	・補助者数：932人	高校教育課	
	32		私立小中学校等就学支援金交付金	一定の所得未満などの要件を満たす世帯の小中学生などについて、私立小中学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図る。	・支給者数：192人	私学振興課	
	高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減		33	英語力向上推進事業	低所得世帯の高校生などの英語力向上を図るとともに、教育費負担を軽減するため、英語資格・検定試験の受験料の一部を助成する。	・補助者数：473人	高校教育課
			34	英語教育強化費	大学入試改革に向け、英検等外部検定試験の受験を促すため、低所得世帯の生徒に対し受験費用の一部を助成する。	・支給者数：290人	私学振興課
			35	私立高等学校等就学支援金交付金	一定の所得未満の世帯の高校生などに対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図る。	・対象者数：46,055人	私学振興課
			36	公立高等学校等就学支援金交付金	一定の所得未満の世帯の生徒に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料を実質無償とする。	・公立高等学校等に在学する生徒のうち、一定の収入額未満の世帯の者に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、授業料を実質無償化 ・支給者数：62,345人	財務課
			37	私立高校生等奨学給付金事業	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者などに返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	・支給者数：9,237人	私学振興課
			38	公立高校生等奨学給付金事業	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	・高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給 ・支給者数：10,527人	財務課
			39	福岡県立学校授業料等減免事業（家計急変世帯への支援）	就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に免除する。	・認定者数：25人	財務課
			40	奨学事業助成事業	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難であると認められる者に対し、学資の貸与を行う。	・基準内申請者の採用率：99.4%	社会教育課
		41	定時制及び通信制課程修学奨励事業	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与する。	・貸与者数 41人	高校教育課	
		42	私立高等学校等学校納付金軽減補助金	生活保護世帯などの生徒の学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付する。	・交付先：27法人 ・支給者数：7,416人	私学振興課	
	進学費用等の負担軽減	生活困難世帯等への	43	進学準備給付金	生活保護世帯の子どもに対し、大学等進学に係る費用を支給する。	・受給者数：45人	保護・援護課
			44	生活福祉資金貸付事業補助金	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図る。 （資金の種類） ・総合支援資金（対象：失業者のいる世帯） ・福祉資金（対象：低所得、障害者、高齢者世帯） ・教育支援資金（対象：低所得、障害者、高齢者世帯） ・不動産担保型生活資金（対象：低所得、障害者、高齢者世帯）	福岡県社会福祉協議会が実施する、日常生活に困っている方への相談支援や各種貸付けに対して補助金を交付	保護・援護課
		ひとり親家庭への	45	母子（父子）家庭自立支援給付費	ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、講座受講費の一部助成や修業期間の生活費の助成を行う。 ・自立支援教育訓練給付金（教育訓練講座の受講料の一部助成） ・高等職業訓練促進給付金（一定の資格取得のため6か月以上修業する場合の生活費） ・ひとり親正規雇用支援（高等職業訓練促進給付金にかかる多子世帯への加算） ・高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（認定試験合格のための講座受講費の一部助成）	・給付者数（高等職業）：65人 ・給付者数（自立支援）：5人  ・就職率（高等職業）：92% ・就職率（自立支援）：80%	児童家庭課
			46	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	①高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。 ②母子・父子自立支援プログラム策定者を対象に、住居費の貸付を行う。	・貸付件数（入学準備金）：42件 ・貸付件数（就職準備金）：51件 ・貸付件数（住宅支援資金）：35件	児童家庭課

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課		
教育 負担の 軽減	ひとりの親費用家庭への負担軽減等	47	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（修学資金、就学支度資金、生活資金等）	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため各種資金の貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付件数（母子）：162件</li> <li>貸付件数（父子）：10件</li> <li>貸付件数（寡婦）：2件</li> </ul>	児童家庭課		
		地域における学習支援等	48	地域学校協働活動事業	放課後の学習支援・体験活動を推進する地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動とコミュニティスクールを一体的に推進することで、学校、家庭、地域の連携・協働に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コーディネーターが学校と地域の連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に実施。</li> <li>地域人材の協力を得て、学校支援、放課後の学習支援・体験活動を実施。</li> <li>実施校区数：395校</li> </ul>	社会教育課	
			49	コミュニティ・スクール導入促進事業	保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）」の設置を促進し、地域学校協働活動とコミュニティスクールを両輪として推進することで、学校、家庭、地域の連携・協働に資する。	小・中・義務教育学校でコミュニティ・スクールを導入している学校数：419校 ※政令市を除く	義務教育課	
			50	学習ボランティア派遣事業（R4～学習サポート事業）	公立大学法人福岡県立大学の学生を学習ボランティアとして育成し、筑豊地域の市町村等が行う補充学習への派遣を行う。	学習ボランティア延べ派遣者数：1,149人	政策課	
			51	フリースクール支援事業	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給</li> <li>支給者数：10,527人</li> </ul>	私学振興課	
			52	放課後児童クラブ学習支援事業	放課後児童クラブでの補充学習を実施する。	実施クラブ数：16クラブ	青少年育成課	
			53	ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子どもに大学生等のボランティアを派遣し、学習支援や進学相談等を行う。	支援児童数：279人	児童家庭課	
			54	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の小中学生を対象に、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図る。また、新型コロナウイルスにより集合型の支援が困難な場合に備え、タブレット端末を貸与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮世帯の小・中学生を対象に、コーディネーターのもと大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の公共施設において、週に1回学習支援を実施</li> <li>学習支援会場を有する町村数：26町村</li> </ul>	保護・援護課	
			55	学習支援ボランティア人材バンク事業	自治体や社会福祉法人等の団体が実施する「子どもの学習支援事業」に登録する学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業実施団体に対し、マッチングや人材情報を提供する。	ボランティア登録者数：661人	保護・援護課	
			再掲	生活困窮世帯の子どもの進学支援事業	中学2年生から高校3年生までを対象に、大学等への進学に向けた継続的な支援を行うことにより、自らの進路や将来の目標が持たない、又は明確でない状況からの脱却を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学3年生及び高校生の事業利用者数56人</li> <li>事業を利用した高校3年生の大学進学率66%</li> </ul>	保護・援護課	
			その他の教育支援	56	夜間中学の設置促進のための支援	夜間中学の設置意向のある市町村教育委員会への指導・助言を実施	夜間中学設置検討市町村との連携・情報共有により、設置を促進	義務教育課
		57		福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（学校給食費）	要保護者及び準要保護者に準する程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校給食法第11条第2項に規定する経費を援助する。	援助者数：113人	体育スポーツ健康課	
		58		福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助	県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒に対して、夜食費の一部を補助する。	補助対象者数：194人	体育スポーツ健康課	
		59		家庭教育に関する学習機会や情報の提供	家庭教育に関する学習機会や情報の提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふくおか社会教育応援隊」を派遣し、家庭教育支援や子どもの読書活動に関する講座等を開催した。</li> <li>ふくおか社会教育応援隊の派遣回数：56市町村 690回派遣</li> </ul>	社会教育課	
		再掲		地域学校協働活動事業	放課後の学習支援・体験活動を推進する地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動とコミュニティスクールを一体的に推進することで、学校、家庭、地域の連携・協働に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コーディネーターが学校と地域の連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に実施。</li> <li>地域人材の協力を得て、学校支援、放課後の学習支援・体験活動を実施。</li> <li>実施校区数：395校</li> </ul>	社会教育課	
		生活の安定に資するための支援		相談妊・娠切・れ出産の期ならぬ支援	60	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。	実施施設数：147施設
			61		生涯を通じた女性の健康支援事業	思春期から更年期の女性の健康に関して、保健福祉環境事務所で相談対応を行う。さらに、3か所の保健福祉環境事務所に女性の健康支援センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による個別面接相談を行う他、センターを設置していない保健福祉環境事務所で健康教室を行う。	電話・面接相談件数：4,461件	健康増進課
			62		妊娠期からのケアサポート事業	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行う。	今年度、実績を調査するため、現時点では不明。	健康増進課

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課	
親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	相談妊・娠切・れ目産の期なから支援	63	利用者支援事業（母子保健型）	市町村が妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を適正かつ円滑に運営できるよう、運営に係る経費を助成する。	運営費補助実施市町村数：54市町村	健康増進課	
		64	乳児家庭全戸訪問等事業	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、経費を補助する等取組が進むよう支援する。	・全戸訪問訪問率：85.6%	健康増進課	
		65	特定妊婦等母子支援事業	特定妊婦等に対し、児童福祉施設などへの入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士などが生活、育児支援を行う。	・相談件数：38人	児童家庭課	
		66	母子・父子自立支援員による相談、情報提供	保健福祉（環境）事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に対応する。	・相談を受け付けるとともに、新任者研修会を実施 ・相談件数：8,174件	児童家庭課	
	特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	67	DV被害者等の一時保護と自立支援	DV被害者等の安全確保のため、一時保護を行い、本人の意思を尊重しながら、必要に応じて、その後の自立に向けた支援を行う。	女性相談所等の保護施設において一時保護を実施した。一時保護件数：104件（うちDV被害者：81件）	男女共同参画推進課	
		再掲	乳児家庭全戸訪問等事業	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、経費を補助する等取組が進むよう支援する。	・全戸訪問訪問率：85.6%	健康増進課	
		68	若年者への性知識啓発事業	LINEを活用した正しい性知識の啓発や相談窓口の案内により、不安や悩みを抱える若年妊婦などを支援します。	友達登録者数：681名（8/12時点）	健康増進課	
		再掲	特定妊婦等母子支援事業	特定妊婦等に対し、児童福祉施設などへの入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士などが生活、育児支援を行う。	・相談件数：38人	児童家庭課	
		69	子育て支援電話相談事業	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図る。	・電話・メール相談件数：22,970件	健康増進課	
		再掲	妊娠期からのケアサポート事業	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行う。	今年度、実績を調査するため、現時点では不明。	健康増進課	
		再掲	利用者支援事業（母子保健型）	市町村が妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を適正かつ円滑に運営できるよう、運営に係る経費を助成する。	運営費補助実施市町村数：54市町村	健康増進課	
	生活の安定に資するための支援	保護者の自立支援	70	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に生活が再生されることを支援する。	・家計相談に係る支援計画（プラン）作成件数：2,377件	保護・援護課
			71	DV被害者等自立生活援助事業	一時保護解除後も支援が必要なDV被害者女性に対し、民間シェルターと連携した生活支援を行う。	一時保護解除後のDV被害者女性が、地域で自立し定着するための支援を実施した。（自立支援：0件、定着支援：200回）	男女共同参画推進課
			72	犯罪被害者支援事業	犯罪被害者等に対する支援、情報提供の充実を図るため、福岡犯罪被害者総合サポートセンターを福岡市、北九州市と共同で開設し、電話及び面接による相談、カウンセリング、警察・裁判所等への付添いを行う。	・相談件数：528件	生活安全課
再掲			子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある子ども及び貧困の状況に陥るおそれのある家庭の子ども及び保護者に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、保護者及び子どもが抱える課題の解決を図る。	・県内5か所（粕屋町、水巻町、久留米市、行橋市、田川市）に開設 ・経済的に困りて様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで対応 ・相談件数：1,139件	保護・援護課	
再掲			DV被害者等の一時保護と自立支援	DV被害者等の安全確保のため、一時保護を行い、本人の意思を尊重しながら、必要に応じて、その後の自立に向けた支援を行う。	女性相談所等の保護施設において一時保護を実施した。一時保護件数：104件（うちDV被害者：81件）	男女共同参画推進課	
73			日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦家庭において、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し保育等のサービスを行う。	・登録世帯数：167世帯	児童家庭課	
74			生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行う。	・支援開始者数 54人	保護・援護課	
保育等の確保		75	放課後児童健全育成事業	市町村が行う放課後児童クラブの運営に係る費用の一部を補助する。	利用児童数：62,269人	青少年育成課	
		76	放課後児童クラブ利用料減免事業	市町村が行う放課後児童クラブの利用料減免のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に要する経費を補助する。	利用料減免実施市町村数：58市町村	青少年育成課	
		77	放課後児童クラブ整備事業	就業等により保護者が居間家庭にいない小学生に、授業終了後、適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図る放課後児童クラブ室の設置に係る整備費を助成する。	利用児童数：62,269人	青少年育成課	
		78	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するために要する費用を補助する。	・事業実施市町村数：29市町	子育て支援課	
		79	子育て短期支援事業	児童福祉施設等において、児童の一時的な養護・保護を行うとともに、夜間または休日に生活指導や食事の提供などを実施する。	・実施市町村数：40市町	子育て支援課	
		80	保育体制強化事業	保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつながるため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）を保育に係る周辺業務に活用する場合に、必要な費用を補助する。	・配置市町村数：15市町	子育て支援課	
		81	3歳未満児保育所等入所確保事業	3歳未満児の受け入れを増やす保育所・認定こども園に対する助成	・3歳未満児の受入増加数：216人	子育て支援課	
82	待機児童対策総合推進費	待機児童の発生率が高い市町村に対し、効果的な待機児童解消プランの策定を支援するアドバイザーを派遣するとともに、事業者が行う小規模保育等の多様な受け皿の整備、市町村が行う保育士確保の取組みを支援	・保育所等入所待機児童数：625人	子育て支援課			
再掲	教育・保育給付費	乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担する。	・市町村数：60市町村	子育て支援課			

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課	
生活の安定に資するための支援	保護者の生活支援	保護者の確保	83	届出保育施設保育環境支援費	児童の健康診断費用及び研修を受講する保育士等の代替職員の任用経費に対する助成	・健康診断実施率：92.6%	子育て支援課
			84	届出保育施設基準適合支援事業	届出保育施設向けに基準適合のためのセミナー開催や巡回支援指導員の派遣による個別指導を実施	・基準適合率：46.7%	子育て支援課
			85	保育人材総合支援体制構築事業	保育士と保育所のマッチング、保育士や保育所からの相談対応等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置	・保育士資格保有者届出件数：393件	子育て支援課
			再掲	幼児教育・保育従事者に対する研修	保育所職員の資質の向上等のために、様々な分野の高度な専門研修を実施する。	・研修参加者数：延べ14,075人	子育て支援課
		保護者の育児負担の軽減	86	乳幼児育児支援事業	乳幼児の健全育成及び子育て支援を図ることを目的に、乳幼児の発達段階の特徴を盛り込んだ冊子（「子育て応援団」）を作成し、1歳6か月児、3歳児、就学前幼児の健康診査時に保護者に配布するとともに、保健師等の保健指導に活用する。	・県内全市町村で実施する1.6歳児、3歳児、就学前の健康診査で配布 ・育児小冊子「子育て応援団」配布数：124,600部	健康増進課
			87	育児指導機能強化事業	退所児童などの家庭からの子育て相談に応じ、発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら指導するため、乳児院に育児指導担当職員を配置する費用を助成する。	実施施設数：2施設	児童家庭課
			再掲	子育て短期支援事業	児童福祉施設等において、児童の一時的な養護・保護を行うとともに、夜間または休日に生活指導や食事の提供などを実施する。	・実施市町村数：40市町	子育て支援課
	子どもの生活支援	生活困窮世帯等への子どもへの生活支援	88	社会奉仕・体験活動応援事業	非行等の問題を抱える少年の自尊感情の向上と立ち直りを図るため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年に社会奉仕やスポーツ等の多様な体験活動の機会を提供する。	実施回数：2回 参加少年数：2人 （目標値に対するR3実績） ・非行者率 2.4人 ・再犯者数 285人	青少年育成課
			89	基本的な生活習慣習得事業	就学前の児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得に係る取組を実施する市町村へ補助を行う。	・事業実施市町村数：8市町	子育て支援課
			90	子ども・若者（非行少年等）の居場所活動促進事業	家庭や学校に居場所を見出せない子ども・若者の社会的自立を支援し、非行を防止するため、子ども・若者が立ち寄りやすい居場所を確保し、体験活動の提供や相談対応などを行う。	補助対象団体：2団体 （目標値に対するR3実績） ・非行者率 2.4人 ・再犯者数 285人	青少年育成課
			再掲	ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子どもに大学生等のボランティアを派遣し、学習支援や進学相談等を行う。	・支援児童数：279人	児童家庭課
			再掲	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の小中学生を対象に、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図る。また、新型コロナウイルスにより集合型の支援が困難な場合に備え、タブレット端末を貸与する。	・生活困窮世帯の小・中学生を対象に、コーディネーターのもと大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の公共施設において、週に1回学習支援を実施 ・学習支援会場を有する町村数：26町村	保護・援護課
			再掲	子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある子ども及び貧困の状況に陥るおそれのある家庭の子ども及び保護者に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、保護者及び子どもが抱える課題の解決を図る。	・県内5か所（粕屋町、水巻町、久留米市、行橋市、田川市）に開設 ・経済的に困りて様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで対応 ・相談件数：1,139件	保護・援護課
		社会的養育が必要な子どもへの生活支援	再掲	児童保護措置費	児童福祉施設等の運営にかかる人件費などの事務費や入所措置した児童にかかる生活諸費・教育費などの費用を支弁する。	・すべての施設等入所児童が、安心して生活できるよう費用を支弁 ・施設等入所児童数（月初日延べ人数）：9,977人	児童家庭課
91			里親委託等推進事業	・児童相談所に里親担当職員を、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置し、里親制度等の普及啓発に努めるとともに、研修の実施や里親家庭への訪問支援などをきめ細やかな里親支援を行い、家庭的養護の充実に努める。 ・里親が行う、委託前の子どもとの外出や外泊に要する生活費や交通費に対して助成を行う。	・県広報番組（ラジオ）、市町村広報誌で里親月間（10月）の広報啓発 ・里親制度の周知を目的として、「里親リーフレット」を作成、配布 ・新生児里親の制度理解、制度周知を目的として「新生児里親委託啓発チラシ」を作成 ・里親委託率（全体）：23.8% 3歳未満：15.4% 就学前：20.3% 就学期以降：25.7%	児童家庭課	
92			里親養育等推進事業	・里親養育包括支援（フォスタリング）体制を整備する。 ・里親委託児童等の高校進学・就職支援に係る費用を助成する。 ・自立支援担当職員を配置し、子どもの自立支援計画の作成、就労や進学支援、アフターフォローなどの支援を行う。	・民間フォスタリング機関数：4 （6児相中4児相管内で整備）	児童家庭課	
93			特定給食施設指導	保育所等の特定給食施設の指導を行い、子どもの健康づくりを充実させる。	特定給食施設指導の一環として研修会を開催。 開催回数：5回	健康増進課	
再掲			乳幼児育児支援事業	乳幼児の健全育成及び子育て支援を図ることを目的に、乳幼児の発達段階の特徴を盛り込んだ冊子（「子育て応援団」）を作成し、1歳6か月児、3歳児、就学前幼児の健康診査時に保護者に配布するとともに、保健師等の保健指導に活用する。	・県内全市町村で実施する1.6歳児、3歳児、就学前の健康診査で配布 ・育児小冊子「子育て応援団」配布数：124,600部	健康増進課	
食料支援			94	子どもへの食品提供事業	企業と連携し、食品を無償提供してもらう体制を整えるとともに、学習支援事業等の居場所において、無償提供された食品を子どもに配布する活動を行う団体に対し、活動にかかる経費の一部を助成する。	・無償提供された食品を軽食やおやつとして子どもたちに直接提供	保護・援護課
			95	食品ロス削減推進事業	食品ロス削減のために食品関連企業等から福祉施設等へ無償で食品を提供するフードバンク活動の普及・促進を図る。	・食品提供企業の数：17社（累積数：133社）	循環型社会推進課
就労と支援			再掲	子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある子ども及び貧困の状況に陥るおそれのある家庭の子ども及び保護者に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、保護者及び子どもが抱える課題の解決を図る。	・県内5か所（粕屋町、水巻町、久留米市、行橋市、田川市）に開設 ・経済的に困りて様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで対応 ・相談件数：1,139件	保護・援護課

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課
子どもの就労支援	高校中退者等への就労支援	再掲	若者自立支援事業	一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援する。	・臨床心理士等による個別相談、基礎能力習得などの研修事業、就労体験事業などを実施。 ・進路決定者数：438人	労働政策課
		96	非行少年等の就労支援事業	非行等の問題を抱える無職少年に対し、ハローワーク等と連携し、進路相談、就職活動、就労後の定着支援まで、一貫した寄り添い型の就労支援を実施する。	支援を行った少年数：46人 (目標値に対するR3実績) ・非行者率 2.4人 ・再犯者数 285人	青少年育成課
		97	非行少年等の就労身元保証事業	非行等の問題を抱える少年が、協力雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う制度を運用する。	実績：1件 (目標値に対するR3実績) ・非行者率 2.4人 ・再犯者数 285人	青少年育成課
		再掲	若者自立相談事業	進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、若者の就学や職業的自立を促す。	相談延件数：772人	青少年育成課
	児童福祉施設入所児童等への就労支援	再掲	児童保護措置費	児童福祉施設等の運営にかかる人件費などの事務費や入所措置した児童にかかる生活諸費・教育費などの費用を支弁する。	・すべての施設等入所児童が、安心して生活できるよう費用を支弁 ・施設等入所児童数(月初日延べ人数)：9,977人	児童家庭課
		再掲	施設退所児童等自立支援促進事業	①NPOを活用して、児童養護施設に入所している児童や退所した児童等の生活や就職等に関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援する。 ②児童養護施設に入所している子どもが経済的負担の重さから進学を断念することがないように、大学等に進学する際に必要な費用の一部を助成する。	・延べ利用者数：2,421人 ・助成件数：12件	児童家庭課
		98	就業前労働講座	主に就業前の生徒(主に高等学校3年生)を対象として、労働法の基礎知識及び働くことの権利・義務に関する知識についての教育や情報提供を行う。	・県内の高校、特別支援校及び高等技術専門学校に周知し、希望校に対して社会保険労務士を派遣し就業前労働講座を実施した。 ・15校 参加人数 1,365人	労働政策課
	自立の確立のための社会的な支援	99	住居確保給付金事業	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給する。	支給件数：178件	保護・援護課
		100	抽選方式による県営住宅への優先入居	抽選方式による県営住宅入居者募集において、ひとり親世帯等に対して倍率優遇措置(2つの抽選番号を割り当て)を実施する。	・ひとり親世帯の優先入居を図るため、抽選方式募集で倍率優遇措置を実施、ポイント方式募集ではポイントを付与。 ・抽選方式募集：年3回実施 ・ポイント方式募集：年2回実施 ・ひとり親世帯優先入居当選世帯数：247世帯	県営住宅課
		101	県営住宅の家賃負担の軽減	県営住宅の家賃負担を軽減する。	・減額承認世帯数：3,238世帯	県営住宅課
102		住宅情報提供推進事業	子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供を行うとともに、住宅に関する相談を実施します。	・建築士や弁護士などによる住宅相談 ・相談件数2,131件	住宅計画課	
103		生活困窮者に対する一時的住居の提供事業	住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して一時的な住居を提供する。	・実施世帯数：23世帯	保護・援護課	
再掲		母子父子寡婦福祉資金貸付事業(修学資金、就学支度資金、生活資金等)	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため各種資金の貸付を行う。	・貸付件数(母子)：162件 ・貸付件数(父子)：10件 ・貸付件数(寡婦)：2件	児童家庭課	
生活の安定に資するための支援	住宅に関する支援	104	カウンセリング事業	各児相において精神科医の協力を得て、虐待を行ったもの又は恐れのある保護者に対しカウンセリング等を実施することで精神的不安の軽減を図る。	保護者等へのカウンセリングの実施 ・開催回数：74回 ・実施対象者数：239人	児童家庭課
		105	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村において、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の連携強化を図る。	市町村数：37市町村	児童家庭課
		再掲	施設退所児童等自立支援促進事業	①NPOを活用して、児童養護施設に入所している児童や退所した児童等の生活や就職等に関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援する。 ②児童養護施設に入所している子どもが経済的負担の重さから進学を断念することがないように、大学等に進学する際に必要な費用の一部を助成する。	・延べ利用者数：2,421人 ・助成件数：12件	児童家庭課
	児童養護施設退所者等に関する支援	106	身元保証人確保対策事業	児童養護施設長等が、施設入所中または退所した児童等の就職・住宅賃借のための保証人となった場合、損害賠償や債務弁済の義務が生じた際に一定額を支払う保険に加入し、県と国が保険料を負担する。	・保証件数：9件	児童家庭課
		再掲	施設退所児童等自立支援促進事業	①NPOを活用して、児童養護施設に入所している児童や退所した児童等の生活や就職等に関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援する。 ②児童養護施設に入所している子どもが経済的負担の重さから進学を断念することがないように、大学等に進学する際に必要な費用の一部を助成する。	・延べ利用者数：2,421人 ・助成件数：12件	児童家庭課
		107	施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対して、生活費や資格取得費などの貸付けを行うことで、円滑な自立につながるよう支援する。	・貸付件数：65件	児童家庭課
		再掲	児童保護措置費	児童福祉施設等の運営にかかる人件費などの事務費や入所措置した児童にかかる生活諸費・教育費などの費用を支弁する。	・すべての施設等入所児童が、安心して生活できるよう費用を支弁 ・施設等入所児童数(月初日延べ人数)：9,977人	児童家庭課

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課		
生活の安定に資するための支援	支援体制の強化	センタ―機能の強化相談	108	児童家庭支援センター運営費補助金	地域の子どもの福祉に関する各般の問題についての助言や、保護を要する子ども、その保護者に対する指導を実施する児童家庭支援センターの運営費を助成する。	・児童家庭支援センター：1か所 相談件数：延3,312件	児童家庭課	
		社会的養護の体制設備	109	児童養護施設等人材確保事業	児童養護施設等へ学生が実習に来る際に、指導する職員に当たる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を実施する。	実施施設数：5施設	児童家庭課	
			再掲	児童保護措置費	児童福祉施設等の運営にかかる人件費などの事務費や入所措置した児童にかかる生活諸費・教育費などの費用を支弁する。	・すべての施設等入所児童が、安心して生活できるよう費用を支弁 ・施設等入所児童数（月初日延べ人数）：9,977人	児童家庭課	
		市町村等の体制強化	110	相談関係職員研修事業	児童虐待を早期に発見し、未然防止を図るため、関係機関職員に対する研修の充実に努める。児童相談所や市町村等の相談機関が、子どもの保護や家族援助を適切に行うことができるよう、相談に携わる職員に対する専門的な研修を行う。	・要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 ・児童福祉司任用前講習会 参加者：52人（市町村44人） ・児童福祉司任用後研修 参加者：71人 ・その他研修 参加者：延べ350人（市町村延べ179人）	児童家庭課	
			111	子供の未来応援地域ネットワーク支援事業	政府による、貧困家庭の子どもに対する学習支援や居場所づくりなどの「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の実効性を高めるため「地域子供の未来応援交付金」を創設し、各地方自治体が実施する子供の未来地域ネットワーク形成事業を支援する。	・地域子供の未来応援交付金申請市町村数：2市町村 ・子どもの貧困対策推進計画策定市町村：27市町村	保護・援護課	
			再掲	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村において、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の連携強化を図る。	市町村数：37市町村	児童家庭課	
		ひとり親窓口の強化に係る	再掲	母子・父子自立支援員による相談、情報提供	保健福祉（環境）事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に対応する。	・相談を受け付けるとともに、新任者研修会を実施 ・相談件数：8,174件	児童家庭課	
		生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	再掲	子ども支援オフィス事業	貧困の状況にある子ども及び貧困の状況に陥るおそれのある家庭の子ども及び保護者に対するワンストップ型かつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、保護者及び子どもが抱える課題の解決を図る。	・県内5か所（粕屋町、水巻町、久留米市、行橋市、田川市）に開設 ・経済的に困りて様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで対応 ・相談件数：1,139件	保護・援護課	
			112	自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の策定などの支援を行う。	・相談内容に応じた個別の支援計画を作成し、相談者一人ひとりに寄り添った支援をじっそ ・新規相談件数：3,344件	保護・援護課	
			113	青少年支援に携わる人の研修事業	非行・障がい・いじめなど、複合的な課題を有する青少年やその家族に対し、行政や民間の支援を切れ目なく受け取ることができるよう、支援に関わる職員の資質の向上と、連携強化に資する研修等を実施する。	研修会実施件数：1回	青少年育成課	
		相談職員の資質向上	114	心の健康づくり推進事業	思春期精神保健相談などを実施し、県民の精神的疾患や心の問題の予防・解消を図ります。また、思春期のこころの問題に関する研修会を開催し、思春期相談に従事する職員の資質向上を図ります。	研修会参加者数：398名（オンライン開催）	健康増進課	
			115	企業における働き方改革推進事業	県内4地域でワークショップを開催するほか、アドバイザーの個別伴走支援により、企業内の取組を実践まで支援する。	県内4地域及びオンラインで魅力ある職場づくりに向けたワークショップ形式での実践的な研修を開催するとともに、アドバイザーによる個別伴走支援により、企業内での働き方改革の取組を実践まで支援した。	労働政策課	
		保護者に対するための就業生活の安定と向上に資するための就労の安定と向上に	家所得が向上策の推進、働き方での両立で職を安らぎと	116	子育て応援宣言企業推進事業	県内企業等の代表者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度について推進する。	・電話やFAXによる働きかけや経済団体・関係機関等との連携による登録推進。 ・「子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」を実施。 ・九州・山口の経済界・自治体が一体となった「ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」を実施。 ・宣言企業の従業員について、勤続年数、有給取得率、平均残業時間等の実態調査を実施。取組が進んでいる企業・進んでいない企業の実務者にインタビューを実施し、課題や効果的な取組事例を把握。	新雇用開発課

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課	
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	ひとりの親に対する就労支援	ひとりの親家庭への親への就労支援	117	ひとり親サポートセンター事業	①ひとり親家庭の親及び寡婦を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行う。 ②ひとり親家庭から多く寄せられる質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できるよう、AIチャットボットやプッシュ型支援による情報提供を行う。 ③ひとり親家庭を対象に養育費に関する法律相談等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当現況届時の出張相談の実施</li> <li>自立支援プログラム対象者への就職後のアフターフォローの実施</li> <li>就職者数：63名</li> <li>就職率：58.3%（就職者数/登録者数）</li> </ul>	児童家庭課
			再掲	母子（父子）家庭自立支援給付費	ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、講座受講費の一部助成や修業期間の生活費の助成を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援教育訓練給付金（教育訓練講座の受講料の一部助成）</li> <li>高等職業訓練促進給付金（一定の資格取得のため6か月以上修業する場合の生活費）</li> <li>ひとり親正規雇用支援（高等職業訓練促進給付金にかかる多子世帯への加算）</li> <li>高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（認定試験合格のための講座受講費の一部助成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付者数（高等職業）：65人</li> <li>給付者数（自立支援）：5人</li> <li>就職率（高等職業）：92%</li> <li>就職率（自立支援）：80%</li> </ul>	児童家庭課
			再掲	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	①高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。 ②母子・父子自立支援プログラム策定者を対象に、住居費の貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付件数（入学準備金）：42件</li> <li>貸付件数（就職準備金）：51件</li> <li>貸付件数（住宅支援資金）：35件</li> </ul>	児童家庭課
		ひとりの親家庭の親の職業と家庭の両立	再掲	日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦家庭において、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し保育等のサービスを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録世帯数：167世帯</li> </ul>	児童家庭課
			再掲	子育て短期支援事業	児童福祉施設等において、児童の一時的な養護・保護を行うとともに、夜間または休日に生活指導や食事の提供などを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施市町村数：40市町</li> </ul>	子育て支援課
			再掲	母子（父子）家庭自立支援給付費	ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、講座受講費の一部助成や修業期間の生活費の助成を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援教育訓練給付金（教育訓練講座の受講料の一部助成）</li> <li>高等職業訓練促進給付金（一定の資格取得のため6か月以上修業する場合の生活費）</li> <li>ひとり親正規雇用支援（高等職業訓練促進給付金にかかる多子世帯への加算）</li> <li>高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（認定試験合格のための講座受講費の一部助成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付者数（高等職業）：65人</li> <li>給付者数（自立支援）：5人</li> <li>就職率（高等職業）：92%</li> <li>就職率（自立支援）：80%</li> </ul>	児童家庭課
	ひとり親家庭の親の学び直しの支援	再掲	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	①高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。 ②母子・父子自立支援プログラム策定者を対象に、住居費の貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付件数（入学準備金）：42件</li> <li>貸付件数（就職準備金）：51件</li> <li>貸付件数（住宅支援資金）：35件</li> </ul>	児童家庭課	
		ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	118	若者就職支援センター事業	おおむね39歳までの若者を対象に、個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の早期再就職を支援するため、相談員を増員するとともに、求人開拓専門員を配置。</li> <li>雇用情勢が厳しい中でも、人材不足となっている分野（建設、福祉、介護、農業、運輸、警備、販売等）の情報や魅力を知ってもらうためのセミナーを開催。</li> <li>就職者数：3,088人</li> </ul>	労働政策課
			119	中高年就職支援センター事業	おおむね40歳から64歳までの中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介、中高年者の就職が多く見込まれる分野のセミナーなどを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の早期再就職を支援するため、相談員を増員するとともに、求人開拓専門員を配置。</li> <li>求職者がより身近な場所で、相談を受けられる機会を増やすため、出前相談を拡充。</li> <li>雇用情勢が厳しい中でも、人材不足となっている分野（建設、福祉、介護、農業、運輸、警備、販売等）の情報や魅力を知ってもらうためのセミナーを開催。</li> <li>企業と求職者の出会いの場を提供するため、県内各地域でのミニ面接会を開催。</li> <li>就職者数：2,565人</li> </ul>	労働政策課
	120	子育て女性就職支援センター事業	県内4ヶ所の「子育て女性就職支援センター」において、子育て中の女性等に対し、就職相談や保育情報の提供はもとより、短時間勤務やフレックスタイム制度があるなど子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、求人情報の提供や個別の就職あっせんなど、総合的な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て女性就職支援センターにおいて、子育て中の女性に対するきめ細かな就職支援を実施。出張相談窓口（県内19カ所）により、地域密着型の就職支援を実施。</li> <li>子育て女性のための合同会社説明会を県内4地区及びWeb形式で開催。</li> <li>具体的な就職活動の一手を踏み出せないセンター登録者に対し、職場体験を柱としたプログラムを実施し、就職活動の活性化を支援。</li> <li>非正規雇用や無業中で仕事や生活への不安や悩みを抱える女性に、ライフプランや就職に活かせるスキルを学ぶ講座を実施するとともに、正規雇用など安定した雇用の就労を支援。</li> <li>コロナの影響により離職したひとり親家庭等の子育て中の方等を対象とした有給インターンシップを実施。</li> </ul>	新雇用開発課		

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課	
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援	ひとり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	121	被保護者就労支援事業	民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、その就労・自立を促進する。	・就労支援事業参加率：67.6%	保護・援護課	
		再掲	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行う。	・支援開始者数 54人	保護・援護課	
		122	就労自立給付金	安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給する。	・受給者数：66人	保護・援護課	
		再掲	若者自立支援事業	一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験等を実施し、職業的自立を支援する。	・臨床心理士等による個別相談、基礎能力習得などの研修事業、就労体験事業などを実施。 ・進路決定者数：438人	労働政策課	
	親の学び直しの支援	123	求職者技能習得訓練事業	子育て等による時間的制約がある方の職業訓練の機会を確保するため、受講期間が比較的短期で、1日あたりの訓練が短時間、託児付で学べるもの等を民間の教育訓練機関等に委託し実施。	子育て中の方が受講しやすい委託訓練（短時間、託児付、短時間託児付、e-ラーニング）を77コース実施。	職業能力開発課	
124		看護職員復職研修事業	子育て等により離職した看護職員に対し、最新の知識及び看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるよう支援する。	受講者数：計234名 受講後就職者数：計140名 受講後就職率：59.8%	医療指導課 医師・看護職員確保対策室		
125		正規雇用促進企業支援センター事業	希望する方の正規雇用を促進していくために、企業に対して、正規化のメリットや先行事例の紹介などによる正規雇用化の働きかけと、その実現に向けた採用ノウハウの助言や各種支援策の紹介等を行っていく。	・支援対象企業に対する個別（訪問）相談、人材確保・人材定着に資する事業主に対するセミナー等を実施 ・正規雇用就職者数：888人	労働政策課		
経済的支援	児童扶養手当実施制度の	—	126	児童扶養手当	父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	受給者数（3月末時点）：6,841人	児童家庭課
		—	127	ひとり親世帯所得向上事業費	養育費に関する広報及び相談体制を強化し、ひとり親世帯の収入の向上及び安定を図る。 公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。	・養育費・ひとり親110番：110件 ・弁護士相談クーポン配布数：56件 ・給付件数（多子加算）：15人	児童家庭課
	養育費の確保の推進	—	再掲	ひとり親サポートセンター事業	①ひとり親家庭の親及び寡婦を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行う。 ②ひとり親家庭から多く寄せられる質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できるよう、AIチャットボットやプッシュ型支援による情報提供を行う。 ③ひとり親家庭を対象に養育費に関する法律相談等を行う。	・児童扶養手当現況届時の出張相談の実施 ・自立支援プログラム対象者への就職後のアフターフォローの実施 ・就職者数：63名 ・就職率：58.3%（就職者数/登録者数）	児童家庭課
		—	再掲	要保護児童生徒援助費補助金	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村（学校組合）に対し、国がその経費の一部を補助する。	・進級時と入学時に学校で就学援助制度の書類を配布するほか、多くの広報手段を通じ制度の周知を図るよう市町村に要請 ・補助金を交付している市町村の割合（政令市を含む）：98.4%	義務教育課
	教育費負担の軽減	—	再掲	（独）日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額補助	県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と（独）日本スポーツ振興センターが助成する。	・補助者数：932人	高校教育課
		—	再掲	私立小中学校等就学支援金交付金	一定の所得未満などの要件を満たす世帯の小中学生などについて、私立小中学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図る。	・支給者数：192人	私学振興課
		—	再掲	英語力向上推進事業	低所得世帯の高校生などの英語力向上を図るとともに、教育費負担を軽減するため、英語資格・検定試験の受験料の一部を助成する。	・補助者数：473人	高校教育課
		—	再掲	英語教育強化費	大学入試改革に向け、英検等外部検定試験の受験を促すため、低所得世帯の生徒に対し受験費用の一部を助成する。	・支給者数：290人	私学振興課
		—	再掲	私立高等学校等就学支援金交付金	一定の所得未満の世帯の高校生などに対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図る。	・対象者数：46,055人	私学振興課
		—	再掲	公立高等学校等就学支援金交付金	一定の所得未満の世帯の生徒に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料を実質無償とする。	・公立高等学校等に在学する生徒のうち、一定の収入額未満の世帯の者に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、授業料を実質無償化 ・支給者数：62,345人	財務課
—		再掲	私立高校生等奨学給付金事業	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者などに返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	・支給者数：9,237人	私学振興課	
—		再掲	公立高校生等奨学給付金事業	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	・高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給 ・支給者数：10,527人	財務課	

施策体系		No.	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実施状況	所管課	
教育費負担の軽減	—	再掲	福岡県立学校授業料等減免事業（家計急変世帯への支援）	就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に免除する。	・認定者数：25人	財務課	
	—	再掲	奨学事業助成事業	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難であると認められる者に対し、学資の貸与を行う。	・基準内申請者の採用率：99.4%	社会教育課	
	—	再掲	定時制及び通信制課程修学奨励事業	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与する。	・貸与者数 41人	高校教育課	
	—	再掲	私立高等学校等学校納付金軽減補助金	生活保護世帯などの生徒の学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付する。	・交付先：27法人 ・支給者数：7,416人	私学振興課	
	—	再掲	進学準備給付金	生活保護世帯の子どもに対し、大学等進学に係る費用を支給する。	・受給者数：45人	保護・援護課	
	—	再掲	福岡県介護福祉士等修学資金等貸付事業	介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保に資するため、介護福祉士・社会福祉士の養成施設に在学する者等に対し修学資金の貸付を行う。	介護福祉士修学資金貸付事業 貸付人数 R3年度 177人 社会福祉士修学資金貸付事業 R3年度 25人 (うち生活費加算件数 1件)	高齢者地域包括ケア推進課	
	—	再掲	県立三大学授業料等減免事業	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯等の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成する。	・授業料等減免の人数：689人	政策課	
	経済的支援	—	128	子ども医療費支給制度	子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるように、医療費自己負担額の一部を公費で負担する。	・令和3年4月から、対象年齢を小学6年生までから中学3年生までへ拡大 ・支給制度の対象者数：516,539人	児童家庭課
		—	129	ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭の親子及び親のいない子の医療費の自己負担額の一部を公費で負担する。	・支給制度の対象者数：108,844人	児童家庭課
		—	130	重度障がい者医療費支給制度	重度障がい者の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるように、医療保険の本人負担分を公費で負担する。	月平均利用者数：53,076人	障がい福祉課
		—	131	自立支援医療（育成医療・精神通院医療）	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、公費負担医療制度により医療費の自己負担額を軽減する（精神通院医療は障がい者も含む）。	支給決定件数：49,052件	障がい福祉課
	—	再掲	生活福祉資金貸付事業補助金	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図る。 (資金の種類) ・総合支援資金(対象：失業者のいる世帯) ・福祉資金(対象：低所得、障害者、高齢者世帯) ・教育支援資金(対象：低所得、障害者、高齢者世帯) ・不動産担保型生活資金(対象：低所得、障害者、高齢者世帯)	福岡県社会福祉協議会が実施する、日常生活に困っている方への相談支援や各種貸付けに対して補助金を交付	保護・援護課	
	—	再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（修学資金、就学支度資金、生活資金等）	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため各種資金の貸付を行う。	・貸付件数（母子）：162件 ・貸付件数（父子）：10件 ・貸付件数（寡婦）：2件	児童家庭課	
	その他の経済的支援	—	132	障害児福祉手当	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障がいのある人の福祉の向上を図る。	年間受給者数（延人数）：3,660人	障がい福祉課
—		133	補装具費	障がい児者が日常生活を送るうえで必要な移動手段等の確保や、障がい部位の機能を補完することにより福祉の増進を図る。	支給決定件数：2,878件	障がい福祉課	
—		134	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童に対し、補聴器の新規購入や更新に要する経費を助成する。	支給決定件数：46件	障がい福祉課	